

## 1 音楽高校諸室の要求水準要件

## (1) 音楽高校諸室諸室の要求水準一覧

なお、音楽ホール、芸術大学ギャラリー及びギャラリースペースについては、要求水準書本文に記載している。

## (2) 諸室名及び面積

番号	室名( は、空調設備を設置する諸室)	室数 (室)	1室標準面積(m <sup>2</sup> )	対象諸室の 面積合計
1	普通教室	3	70.56	211.68m <sup>2</sup>
2	理科室	1	70.56	70.56m <sup>2</sup>
3	理科準備室	1	17.64	17.64m <sup>2</sup>
4	家庭科室	1	70.56	70.56m <sup>2</sup>
5	家庭科準備室	1	17.64	17.64m <sup>2</sup>
6	図書室・コンピュータ室	1	105.84	105.84m <sup>2</sup>
7	コンピュ-タ準備室	1	17.64	17.64m <sup>2</sup>
8	生徒会室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
9	教育相談室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
10	カウンセリング室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
11	進路指導及び資料室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
12	和室(茶室)	1	90程度	90m <sup>2</sup>
13	多目的教室 A	1	176.40	176.40m <sup>2</sup>
14	多目的教室 B	1	141.12	141.12m <sup>2</sup>
15	多目的教室 C	2	105.84	211.68m <sup>2</sup>
16	多目的教室 D	3	35.28	105.84m <sup>2</sup>
17	校長室	1	70.56	70.56m <sup>2</sup>
18	同窓会・資料室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
19	事務室	職員室	35.28	211.68m <sup>2</sup>
20	普通科職員エリア		70.56	
21	音楽科職員エリア		70.56	
22	非常勤講師控エリア		35.28	
23	教員準備室(音楽科準備室)	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
24	職員会議室	1	70.56	70.56m <sup>2</sup>
25	印刷室	1	35.28	35.28m <sup>2</sup>
26	保健室	1	70.56	70.56m <sup>2</sup>
27	放送室	1	17.64	17.64m <sup>2</sup>
28	更衣室	2	17.64	35.28m <sup>2</sup>
29	休養室	2	10程度	20m <sup>2</sup>
30	給湯室	1	12程度	12m <sup>2</sup>
計		37		1991.84m <sup>2</sup>
31	倉庫(各階1室以上)	適宜		適宜

## 32 レッスン室

(1)	レッスン室 A	4	70程度	280m <sup>2</sup>
-----	---------	---	------	-------------------

(2)	レッスン室 B	20	35程度	700m <sup>2</sup>
(3)	打楽器レッスン室	1	70程度	70m <sup>2</sup>
	計	25室		1,050m <sup>2</sup>
33 ソルフェージュ室				
(1)	ソルフェ - ジュ室 A	1	140程度	140m <sup>2</sup>
(2)	ソルフェ - ジュ室 B	3	105程度	315m <sup>2</sup>
	計	4室		455m <sup>2</sup>

34 屋内体操場(体育館)				
(1)	舞台(舞台袖含む。)	1	143	143m <sup>2</sup>
(2)	アリーナ	1	616	616m <sup>2</sup>
(3)	観覧席収納スペース室	1	66	66m <sup>2</sup>
(4)	倉庫	1	30	30m <sup>2</sup>
(5)	管理室	1	10	10m <sup>2</sup>
(6)	更衣室(男女別)	2	12	24m <sup>2</sup>
(7)	便所(男女別)	2	12	24m <sup>2</sup>
(8)	多目的便所	1	6	6m <sup>2</sup>
	計	10室		919m <sup>2</sup>

35 玄関及び昇降口 利用者人数に応じた適切な面積
---------------------------

(3) 諸室のゾーニング

各緒室のまとめりとなるゾーニングについては、次のゾーニングを想定していますが、事業者のより機能的で効率的な諸室の配置の提案を妨げるものではない。

ア ゾーン A

1	普通教室
2	理科室
3	理科準備室
4	家庭科室
5	家庭科準備室
6	図書室・コンピュータ室
7	コンピュ - タ準備室
8	生徒会室

イ ゾーン B

9	教育相談室
10	カウンセリング室
11	進路指導及び資料室

ウ ゾーン C

12	和室(茶室)
13	多目的教室 A
14	多目的教室 B (地元施設に近接することし、別の配置でもよい。)
15	多目的教室 C
16	多目的教室 D

エ ゾーン D

17	校長室	
18	同窓会・資料室	
19	職員室	事務室
20		普通科職員エリア
21		音楽科職員エリア
22		非常勤講師エリア
23	教員準備室(音楽科準備室)	
24	職員会議室	
25	印刷室	
26	保健室	

オ ゾーン E

27	放送室
28	更衣室
29	休養室
30	給湯室

カ ゾーン F

32	レッスン室
	(1) レッスン室 A
	(2) レッスン室 B
	(3) 打楽器レッスン室
33	ソルフェージュ室
	(1) ソルフェ - ジュ室 A
	(2) ソルフェ - ジュ室 B

(4) 音楽高校の各諸室の要求水準

諸室名 (は、空調機器を設置する諸室)	室数	1室面積 (標準面積)	要求水準に関する特記(備品一覧(重複記載)等を参照すること。)																														
<p>1 普通教室</p> <p>生徒数(平成 18 年 5 月)</p> <table border="1" data-bbox="165 551 539 786"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>8</td> <td>33</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>2 年</td> <td>6</td> <td>33</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>3 年</td> <td>7</td> <td>31</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21</td> <td>97</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホームルーム数</p> <table border="1" data-bbox="248 875 458 1111"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3 年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	学年	男	女	計	1 年	8	33	41	2 年	6	33	39	3 年	7	31	38	計	21	97	118	学年	数	1 年	1	2 年	1	3 年	1	計	3	3 室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>要求水準に関する特記(備品一覧(重複記載)等を参照すること。)</p> <p>(1) 教室の面積等 教室は、新 JIS の机(65cm,45cm)を想定し、間口 8.4m、奥行き 8.4m(壁芯若しくは柱芯間の距離)の面積 70.56 m<sup>2</sup>(以下同様)以上 74 m<sup>2</sup>以下を基準とすること。</p> <p>(2) 床から天井までの高さ 居室については、最低高さを 2.7m 以上とし、高等学校設置基準に規定する室内気積を確保すること。</p> <p>(3) 床材 そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し、木質系のフローリング材とすること。</p> <p>(4) ロッカー及び掲示板 教室後面には、生徒用の楽器を保管するため、ロッカー(1 個当たり、幅 30cm、奥行 60cm、高さ 100cm、可動棚付、鍵付き扉)合計 40 個(下段 26 個分、上段 14 個程度)を設置し、上段中央部に掲示板(幅約 4m、天井下端まで)設置すること。</p> <p>(5) 黒板及び掲示板 教室の前面に、上下スライド式曲面黒板(幅 3.6m、高さ 1.2m、上下 30cm 可動、暗線入り)を設置し、それ以外の部分については、床上約 1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>(6) プロジェクター等 天吊式プロジェクター、スクリ</p>
学年	男	女	計																														
1 年	8	33	41																														
2 年	6	33	39																														
3 年	7	31	38																														
計	21	97	118																														
学年	数																																
1 年	1																																
2 年	1																																
3 年	1																																
計	3																																

			<p>ーン(自動巻上げ式,80吋程度)及びスクリーンボックスを設置し,音響設備を設置すること。</p> <p>(7) カーテン等 窓側には,カーテン(遮光カーテン)及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(8) 大型楽器用ロッカー 教室に隣接(又は教室前廊下の対面側)して,生徒が所有する大型楽器(コントラバス,チェロ,チューバ等)を保管するためのロッカー(1個当たり,幅4m,高さ約2m,奥行き60cm,間仕切り可能)を2個設置するものとする。</p>
2 理科室	1室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>(1) 「教室面積等」,「床から天井までの高さ」,「黒板及び掲示板」,「プロジェクター等」 「1 教室」に同じ</p> <p>(2) 床材 耐薬品性の高い床材とする。</p> <p>(3) カーテン等 窓側には,カーテン(遮光)及びカーテンレール(カーテンボックス)及び暗幕を設置し,廊下側についてもカーテン(遮光)を設置すること。</p> <p>(4) 室内流し(シンク) 耐化学薬品性の流し(幅4.5m,奥行き75cm程度),給湯設備を設置すること。</p>
3 理科準備室	1室	17.64 m <sup>2</sup>	<p>(1) カーテン等 「1 教室」に同じ</p> <p>(2) 室内流し(シンク) 耐化学薬品性の流し(幅2.4m),給湯設備を設置すること。</p> <p>(3) 薬品庫 薬品等の収納のため,薬品庫(幅0.6m,施錠可能)を設置すること。</p>

			(4) 白板及び掲示板 壁面片側に白板(幅 1.8m ,高さ 1.2m)及び掲示板(幅 2.4m ,高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。
4 家庭科室	1 室	70.56 m <sup>2</sup>	(1) 「教室面積等」,「床から天井までの高さ」,「プロジェクター等」 「カーテン等」 「1 教室」に同じ (2) 床材 床材の下地は耐水性があり,水の飛散による影響を受けにくいフローリング材とすること。 (3) 白板及び掲示板等 教室の前面に,上下スライド式曲面白板(幅 3.6m ,高さ 1.2m ,上下 30 c m可動,暗線入り)を設置し,それ以外の壁面については,床上約 1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。また教室の後面に,掲示板(幅 7.8m ,高さ 1.8m)を設置すること。 (4) 収納棚等 ア 窓下には,家電品等の収納するため,木製固定戸棚(幅 1.8m ,奥行 60 c m)を 2 箇所設置すること。 イ 食器棚(幅 1.8m ,奥行 60 c m ,高さ 1.8m)を 2 箇所設置すること。 (5) 室内流し(シンク) ステンレス製の流し(幅 2m 程度 湯沸かし器等)を設置すること。 (6) 洗濯パン(1 箇所) 現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パンを設置すること。
5 家庭科準備室	1 室	17.64 m <sup>2</sup>	(1) カーテン等 「1 教室」に同じ (2) 洗面器

			<p>手洗い用洗面器，洗面器取り付け台を設置すること。</p> <p>(3) 白板及び掲示板 壁面片側に白板(幅 3.6m，高さ 1.2m)及び掲示板(幅 2.4m，高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。</p> <p>(4) 収納棚等 壁面を利用し，木製固定棚(幅 1.8m，奥行 60cm，高さ 1.8m)を設置すること。</p>
6 図書室・コンピュータ室	1 室	105.84 m <sup>2</sup>	<p>(1) コンピュータ室の機能</p> <p>ア 「教室面積等」，「床から天井の高さ」，「プロジェクター等」 「1 教室」に同じ</p> <p>イ ブラインド(又は遮光カーテン)等 窓側(廊下側も含む。)には，ブラインド(カーテン)及びブラインド(カーテン)ボックスを設置すること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板等 教室の前面に，上下スライド式白板(幅 3.6m，高さ 1.2m，上下 30cm 可動，暗線入り)を設置し，それ以外の壁面については，床上約 1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。また教室の後面に，掲示板(幅 7.8m，高さ 1.8m)を設置すること。</p> <p>(2) 図書室機能</p> <p>ア 室の要件 サービスカウンター，開架スペース(窓下用書架(片面)及び書架(両面)の設置)，A V 架，閲覧席(パソコン操作，自習が可能)のスペースを設置すること。蔵書数について，約 3000</p>

			<p>冊及び CD , DVD 等とする。</p> <p>イ 「床から天井までの高さ」, 「プロジェクター等」「カーテン等」 「1 教室」に同じ</p> <p>(3) 床材 タイルカーペット又は木質系フローリングとし、情報系コンセントを床面に設置のこと。</p> <p>(4) 手洗い 図書、床等に水の飛散等がないように、また飛散した場合にも対応できることに配慮し、手洗いを設置するものとする。</p> <p>(5) CD , DVD 等の視聴ブース(3 箇所程度)、設備を設置すること。</p>
7 コンピュータ準備室	1 室	17.64 m <sup>2</sup>	<p>(1) ブラインド等 「6 コンピュータ室」に同じ</p> <p>(2) 収納棚等 窓下などを利用して木製の固定戸棚(幅 4m 程度、奥行 60cm)1 箇所を設置すること。</p> <p>(3) 白板及び掲示板 壁面片側に白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 2.4m、高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。</p> <p>(4) 洗面器 手洗い用洗面器、洗面器取り付け台を設置すること。</p>
8 生徒会室	1 室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) カーテン等 「1 教室」に同じ</p> <p>(2) 白板及び掲示板等 白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置すること。</p> <p>(3) 収納棚等 腰高下(高さ約 0.8m、2 段)の高さの固定戸棚(間口幅 3.6m)を設置すること。</p>

			(4) 演奏会の準備等が可能なように作業スペースを確保すること。
9 教育相談室 10 カウンセリング室	1室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>(1) 配置等 教育相談室とカウンセリング室とは、隣接して設置するか、又は1室として、内部にカウンセリング用の個別相談室2室程度の防音性能の高い(隣接からの話し声が聞こえない。)小部屋として設置してもよい。なおその際には、それぞれの動線に配慮して設置するものとし、できる限り窓側からの日照が確保できるようにすること。</p> <p>(2) 「カーテン等」 遮光及びレースのカーテン、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) ミニキッチン等 ミニキッチン(幅 1.2m程度)を設置すること。</p> <p>(4) 収納棚等 腰高下(高さ約0.8m)の高さで、固定戸棚(幅 4.0m程度)を設置すること。</p> <p>(5) 洗面台等 洗面台、鏡を設置すること。</p>
11 進路指導及び資料室	1室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) カーテン等 「1 教室」に同じ</p> <p>(2) 白板等 壁面に、白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び資料展示棚(幅 1.2m、高さ 1.8m程度)を設置すること。</p>
12 和室(茶室)	1室	90 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 和室の要件 茶道等の作法や伝統文化の体験が可能なように、和室(本間の規格)を設置するものとし、おおむね次により、構成する。 玄関(引き戸)、下足箱、板間、</p>

			<p>寄付(4帖程度),和室(10又は8帖),和室(8帖),床,水屋,水皿,戸棚,物入れ,勝手口(下足箱)等とする。</p> <p>(2) 建具等 襖,障子,欄間等を設置するものとし,襖,障子を外して広く使えるよう,茶道具用以外,襖,障子,座布団(60枚)及び座机等を収納する物入れを設置すること。</p> <p>(3) 電気炉 釜用の電気炉を設置することとし,夏季及び冬季で畳を入れ替えるものとします。</p> <p>(4) 流し ミニキッチン(混合水栓)を設置し,コンロ(IH可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。</p> <p>(5) 壁の仕上げ 壁の仕上げは,じゅらく系の塗り壁とすること。</p> <p>(6) 空調設備の配置 空調設備の室内機等が,和室内から直接に見えないように配慮して設置すること。</p>
13 多目的教室 A	1室	176.40 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室内音響 室内については,適切な残響,吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>ア 室内許容騒音レベル 室内の空調騒音,外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは,30dB以下(NC25以下,非常に静か)とする。</p> <p>イ 界壁遮音性能 空間音圧レベル差の遮音等級については,D60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>(2) 床材</p>

			<p>そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。ただし，グランドピアノ(1台)を設置するので，設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。</p> <p>(3) 白板及び掲示板  教室の前面に，白板(幅3.6m，高さ1.2m，五線入り)を設置し，それ以外の壁面については，床上約1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>カ カーテン等  窓側には，遮光性のブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。</p> <p>(4) 鏡面の設置  室の利用については，長辺方向を利用して，合唱等の練習に使用するため，反対壁面にできるかぎり前面引戸付きの鏡面(全身)を設置すること。</p>
14 多目的教室 B	1 室	141.12 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件  多目的室 B は，選挙投票所等の利用も踏まえ，原則として1階部分に配置するものとし，自治連合会会議室に隣接した位置とします。</p> <p>(2) 室内音響  室内については，適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>ア 室内許容騒音レベル  室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下(NC25 以下，非常に静か)とする。</p> <p>イ 界壁遮音性能</p>

			<p>空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>(3) 床材 そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。</p> <p>(4) 白板及び掲示板 教室の前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置し、それ以外の壁面については、床上約 1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>(5) カーテン等 窓側には、遮光性のブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。</p>
15 多目的教室 C	2 室	105.84 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 多目的教室 C のうち 1 室は、長辺方向を利用して、少年合唱団合唱等のダンス練習に使用するため、反対壁面にできるかぎり引戸扉付き鏡面(全身)を設置すること。</p> <p>(2) 室内音響 室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>ア 室内許容騒音レベル 室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下(NC25 以下、非常に静か)とする。</p> <p>イ 界壁遮音性能 空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>ウ 床材</p>

			<p>そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し，木質系のフローリング材とすること。</p> <p>(3) カーテン等 窓側には，遮光性のブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。</p> <p>(4) 白板及び掲示板 教室の前面に，白板(幅 3.6m，高さ 1.2m)を設置し，それ以外の壁面については，床上約 1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p>
16 多目的教室 D	3 室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室内音響 室内については，適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>ア 室内許容騒音レベル 室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下(NC25 以下，非常に静か)とする。</p> <p>イ 界壁遮音性能 空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>(2) 床材 そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。</p> <p>(3) カーテン等 窓側には，遮光性のブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。</p>

17 校長室	1 室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 校長執務室として、また、別途応接セットを配置するので、来校者を気持ちよく迎えらるる機能があり、ゆとりあるつくりとすること。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは、遮光及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) ユニット流し台等 ユニット流し台(混合水栓)を設置し、コンロ(IH可)及び適宜コンセントを設置すること。</p> <p>(4) 収納棚等 窓下の壁面に木製固定棚(高さ0.8m程度)を設置すること。また、ユニット流し台の他、別途設置する冷蔵庫(幅0.9m程度)の壁面収納及び飾り棚(ITVモニター等の設置)等を設置すること。</p> <p>(5) 白板等 壁面には、行事用白板(幅1.8m、高さ1.2m)及び白板(幅3.6m、高さ1.2m、マグネット可)を設置すること。</p> <p>(6) 額縁掛等 壁面上部には、ピクチャーレール及び額縁掛を設置すること。</p>
18 同窓会・資料室	1 室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 来校者の応接機能を有すること、また、校長室と隣接して設置し、校長室と内部で出入りできる扉等を設置すること。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは、遮光及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) 収納棚等</p>

			壁面の 1 面に木製固定棚(高さ 0.8m程度)を設置すること。
「職員室」 19 事務エリア (35.28 m <sup>2</sup> ) 20 普通科職員エリア (70.56 m <sup>2</sup> ) 21 音楽科職員エリア (70.56 m <sup>2</sup> ) 22 非常勤講師エリア (35.28 m <sup>2</sup> )	1 室	211.68 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件</p> <p>ア 教員の授業準備や事務スペース(別途,机及び椅子を設置)とし,「19 事務エリア」,「20 普通科職員エリア」,「21 音楽科職員エリア」,「22 非常勤講師エリア」は,原則,1 室として計画すること。</p> <p>イ 現在の普通科教職員数 9 名,音楽科職員数 5 名,校長,教頭等の教職員 6 名を加えた 20 名程度の席数と非常勤講師の 51 名(常時待機人数としては,最大 40%程度)の室とし,各科の打合せ,相談コーナー等を設置すること。</p> <p>ウ 部屋全体が明るく,室全体として,まとまりがあり,おちついた雰囲気と機能的な室とする。</p> <p>エ 職員室は,廊下側からも内部が見えるように配慮すること。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは,遮光及びレースのカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) 床材 管理系 LAN のため,オーエーフロアーとしタイルカーペット仕上げとする。</p> <p>(4) ユニット流し台等 ユニット流し台(混合水栓)を設置し,コンロ(IH 可)及び別途冷蔵庫,電気ポットを設置するので,コンセントを設置すること。 なお,水回りのゆとりを確保したうえで,ガラススクリーン等に</p>

			<p>より仕切ること。</p> <p>(5) 白板等 室全体用の行事用等白板(幅3.6m, 高さ1.2m, マグネット可, を壁面取付)を設置すること。</p> <p>(6) 白板等 壁面には, 各エリアに行事用白板(幅1.8m, 高さ1.2m, 一部余白)を設置すること。</p> <p>(7) 放送設備等 校内放送, 警報装置, 監視カメラのモニター等の設備を設置すること。</p> <p>(8) 事務エリア ア 収納棚等 壁面を利用し, 木製固定棚(幅30cm, 奥行60cm, 高さ180cm, 可動棚付)を設置すること。 イ 白板等 壁面には, 行事用白板(幅1.8m, 高さ1.2m), 掲示板(幅3.6m, 高さ1.2m)を設置すること。 ウ カウンターの設置 廊下側の出入り口に近い位置に受付用カウンター(記入台, 受付カウンター, 幅2.7m程度)を設置すること。</p> <p>(9) 普通科, 音楽科職員エリア ア 収納棚等 壁面の全幅にわたって, 木製固定棚(高さ0.8m程度)を設置すること。</p> <p>(10) 非常勤講師エリア ア 生徒のレッスンのため指導する非常勤講師の授業待機及び物品等を保管する場とする。 イ 収納ロッカー 非常勤講師用に木製固定棚</p>
--	--	--	--

			<p>(幅 30 c m , 奥行 60 c m , 高さ 100 c m , 可動棚付 , 扉・鍵付き)54 個分(上下段となっても可)を設置すること。</p> <p>(10) 音楽職員が , 「23 教科準備室」へ , 室内から出入りできるようにするものとします。</p>
23 教員準備室(音楽科準備室)	1 室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 音楽科教員の授業準備のため , ピアノ及び音響設備等を設置するため , 隣接する音楽科職員エリア等への騒音に配慮し , 防音性と音響機能を確保した部屋とすること。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは , 遮光及びレースのカーテンとし , カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) 床材 タイルカーペット又は木質系フローリング仕上げとする。ただし , ピアノ(1 台)を設置するので , ピアノ重量に対応できること。</p> <p>(4) 収納棚等 壁面 1 面の全幅にわたって木製固定棚(高さ 1.8m 程度 , 上下段 , 楽譜 , CD , DVD 等が収納可)を設置すること。</p> <p>(5) 白板等 壁面には , 行事用白板(幅 1.8 m , 高さ 1.2m)及びは白板(幅 3.6 m , 高さ 1.2m , マグネット可)を設置すること。</p>
24 職員会議室	1 室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 教職員等約 20 名が口の字型での会議 , 保護者との会合 , 施設の見学者等の説明会場等として利用する。</p> <p>(2) 「教室面積等」 , 「床から天井ま</p>

			<p>での高さ」,「プロジェクター等」 「1 教室」に同じ</p> <p>(3) カーテン等 カーテンは, 遮光及びレースカーテンとし,カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(4) 白板及び掲示板等 室の前面に, 白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m) を設置し, それ以外の壁面部分については, 床上約 1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>(5) 床材 オーエーフロアーとしタイルカーペット仕上げとする。</p> <p>(6) 流し台等 ミニキッチン(混合水栓)を設置し, コンロ(IH可)及びコンセントを適宜, 設置すること。 なお, 水回りのゆとりを確保したうえで, ガラススクリーン等の隔壁により直接見えないようにすること。</p>
25 印刷室	1 室	35.28 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 別途, 印刷機 2 台, 電子コピー機, 感熱拡大機, 裁断機の印刷機及び関連機器を設置し, また用紙類, インク類等を保管する他, 簡易な製本作業を行うスペースを確保すること。職員室に隣接して設置すること。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは, 遮光カーテンとし, カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) 床材 印刷塗料, トナー等による汚れが付きにくく, 清掃の容易な床材とすること。</p>

			<p>(4) 収納棚等 印刷物の区分け，保管，パソコンデータからの印刷等のため，作業机(幅 1.8m，奥行 90 c m程度)を設置し，適宜，コンセント等を設置すること。また壁面 1 面(作業机を設置する場合は，その箇所を除く。)に，木製固定棚(高さ 1.8 m幅 3.2m程度，上下 2 段，楽譜サイズが収納可)を設置すること。</p> <p>(5) 白板等 壁面には，白板(幅 1.8m，高さ 1.2m，マグネット可)を設置すること。</p> <p>(6) 手洗等 洗面器及び洗面器取り付け台(1箇所)を設置すること。</p>
26 保健室	1 室	70.56 m <sup>2</sup>	<p>(1) カーテン等 カーテンは，遮光及びレースのカーテンとし，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(2) ユニット流し台等 ユニット流し台(混合水栓)を設置し，コンロ(IH可)及び適宜コンセントを設置すること。</p> <p>(3) ベッド用カーテン ベッドを 2 台設置するため，ベッド間及びベッド部分全体を覆うカーテン(つりカーテンレール)を設置すること。</p> <p>(4) 洗濯パン(1箇所) 現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パンを設置すること。</p> <p>(5) シンク 足洗用(混合水栓)にシンクを設置すること。 なお，洗濯パン，シンクを設置している箇所は，他の家具等と直</p>

			<p>接接しないよう側面に隔壁を設けること。</p> <p>(6) 床材 衛生的で、清掃が容易な床の仕上げとする。</p> <p>(7) 白板等 壁面には、行事用白板(幅1.8m、高さ1.2m)及びは白板(幅1.8m、高さ1.2m、マグネット可)を設置すること。</p>
27 放送室	1室	17.64 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件 防音性能に配慮し、スタジオと放送室を設置する。</p> <p>(2) カーテン等 カーテンは、遮光及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>(3) 放送機器等 スタジオ及び放送室、AV調整卓、モニター、アンプ、レコーダー、デッキ等を設置し、校内放送が可能とすること。</p>
28 更衣室	2室	17.64 m <sup>2</sup>	<p>(1) 室の要件</p> <p>ア 男女別に設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け、室外からの直接の視線を遮ること。</p> <p>ウ 窓側には、カーテンを設置すること。</p> <p>エ 1人用のシャワー(ユニット)設備を設置すること。</p>
29 休養室	2室	10 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 室の要件</p> <p>ア 男女別に更衣室を設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け、室外からの直接の視線を遮ること。</p> <p>ウ 窓側には、カーテンを設置すること。</p>

30 給湯室	1 室	12 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 室の要件</p> <p>生徒用の湯茶の準備，提供のための設備及び薬缶等の保管する場とし，施錠可能な室とし，火傷等にたいしての安全性を確保すること。</p> <p>(2) 給湯，給茶設備等</p> <p>ア 給湯器を設置すること。</p> <p>イ 薬缶洗いができる流しを設置すること。</p> <p>ウ 薬缶の保管のため，棚を設置すること。</p> <p>エ 別途，冷蔵庫，電気給湯ポット，ウォータークーラー（給排水設備要）が配置できるよう，コンセント及び作業台のスペースを確保すること。</p>
--------	-----	----------------------	---

32 レッスン室 (レッスン室 A，B， 打楽器レッスン室)	-	-	<p>(1) 室の要件</p> <p>レッスン室 A，B 及び打楽器レッスン室については，次のとおりとする。</p> <p>ア 残響及び防音性の確保</p> <p>室内については，楽器等のレッスンに使用するため，適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>イ 室内許容騒音レベル</p> <p>室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下 (NC25 以下，非常に静か) とする。</p> <p>ウ 界壁遮音性能</p> <p>空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>エ 室使用状況の視認</p> <p>レッスン室については，外部の廊下等から室内に人がいるのか</p>
--------------------------------------	---	---	---

			<p>どうかわかるように扉若しくは壁面にスリット状の窓ガラス(防音性能に配慮)等を設置すること。</p> <p>オ 出入口扉  室の扉については、マリンバやチェンバロまたグランドピアノの出し入れが容易であること。</p> <p>カ 天井の高さ  床から天井までの高さについては、レッスンの際に支障のない高さを確保すること。</p> <p>(参考)  身長 175 c mの生徒がヴィオリンのレッスンの際に、弓を構えると 280 c mを越えるため、支障のない高さを確保すること。</p>
レッスン室 A	4 室	70 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 室の要件  個人レッスン及びアンサンブルのレッスンが可能なスペースとする。</p>
レッスン室 B	20 室	35 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 室の要件  レッスン及び生徒の自習が可能なスペースとする。</p> <p>(2) レッスン室 B  グランドピアノ 2 台を配置し、2 人の生徒のレッスンが可能なスペースとする。</p>
打楽器レッスン室	1 室	70 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 室の要件  打楽器のレッスン及び生徒の自習が可能なスペースとする。</p>
33 ソルフェージュ室			<p>(1) 室の要件  楽譜を中心とした音楽理論を、実際の音に結びつける訓練を行うソルフェージュの場として、習熟度別ソルフェージュ及び音楽史などの理論系の授業を行うため、次のとおりとする。</p> <p>ア 室内については、適切な残響、</p>

			<p>吸音及び防音性能を確保すること。</p> <p>イ 室内許容騒音レベル 室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB以下(NC25以下，非常に静か)とする。</p> <p>ウ 界壁遮音性能 空間音圧レベル差の遮音等級については，D60(ほとんど聞こえない)以上とする。</p> <p>エ 床材 そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し，木質系のフローリング材とすること。ただし，グランドピアノ(2台)を設置するので，荷重強度や防振機能に配慮すること。</p> <p>オ 白板及び掲示板 教室の前面に，上下スライド式白板(幅3.6m，高さ1.2m，上下30cm可動，五線入り)を設置し，それ以外の壁面については，床上約1mの位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>カ プロジェクター等 天吊式でプロジェクター，スクリーン(自動巻上げ式，80吋)及びスクリーンボックスを設置し，AV機器設備を設置すること。</p> <p>キ カーテン等 窓側には，遮光性のブラインド又はカーテン(収納ボックス)を設置すること。</p> <p>ク スピーカー等音響設備 教室前面(白板側)に，音響性能が高く，クラシックに適したスピーカー及びAV接続端子等を設</p>
--	--	--	--

			置すること。
ソルフェ - ジュ室 A	1 室	140 m <sup>2</sup> 程度	(1) 室の要件 ア 机(幅 1.8m , 奥行 0.45m)に 3 脚の椅子を配置し , 合計 72 人までが受講可能とする。 イ 室の全面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。
ソルフェ - ジュ室 B	3 室	105 m <sup>2</sup> 程度	(1) 室の要件 ア 机(幅 1.8m , 奥行 0.45m)に 3 脚の椅子を配置し , 合計 45 人までが受講可能とする。 イ 室の全面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。

34 体育館	-	-	(1) 室の要件 体育館のアリーナ及び舞台は , 体育の授業 , 地域のバレーボール等のスポーツ利用 , 講演会 , 少年合唱団及び子どもの音楽教室等の練習場 , 演奏会及び演劇等の多目的な機能に対応可能とすること。 ア 室内許容騒音レベル 室内の空調騒音 , 外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは , 35dB 以下 (NC30 以下 , 特に気にならない) とする。 イ 界壁遮音性能 空間音圧レベル差の遮音等級については , D55 (かすかに聞こえる。) 以上とする。 ウ 界床遮音性能 重量衝撃音に対するの対策を十分講じるものとする。 特に低周波数に配慮するものとし , 遮音等級については , L50 以下
--------	---	---	--

とする。

エ 音響効果

残響可変に配慮し,残響時間(1.5秒から1.8秒程度を目途),音圧分布のばらつきがないように配慮すること。

オ プロジェクター等

スクリーン(電動巻上げ式,200吋)及びスクリーンボックスを設置し,A/V機器設備を設置すること。

カ カーテン等

窓側には,遮光性のブラインドを設置すること。

キ スピーカー等音響設備

可変性に配慮し,音響性能が高く,明瞭度の高いスピーカー,放送設備を設置すること。

(2) 空調設備等(湿度制御)

多目的利用のため,アリーナ及び舞台の室温設定(湿度制御)を一定にするため,空調設備を設置するものとし,設備容量確保の算定に当たっての室温設定は,次のとおりとする。

ア 室温設定目標値

期間	室温設定
冬期	18 から 20 までの範囲
夏期	25 から 28 までの範囲

イ 日射遮蔽等

室内環境の快適性に対する配慮として,不均一放射や上下温度差等,外部の影響を受けないように配慮すること。

(3) ラウンジスペース等

アリーナ前には,できる限り交流,情報提供等の掲示板設置等のスペースを設けるものとする。また手洗設備(水飲機器)及び体育館用の下足箱(40足)を設置するものとする。

アリーナ	1室	616 m <sup>2</sup>	<p>(1) アリーナの要件</p> <p>ア 短辺は，練習用バレーボールコート1面(6人制の規格コート寸法18m及び両外側2m以上)が確保できる長さ(22m)とします。</p> <p>イ 長辺は，練習用バレーボールコート幅(6人制の規格コート寸法9mとコート間のスペース)2面分(正規のコート1面は確保)が確保できる長さ(28m以上)とします。</p> <p>ウ バレーボールコート上で，天井高さは，7m以上確保するものとします。</p> <p>(2) コート表示等</p> <p>床には，球技に必要なコート表示を行うこと。またバレーボール用支柱基礎を設置すること。</p> <p>(3) 防球ネット等</p> <p>舞台前，アリーナ中央，両壁面側には，防球ネットを設置すること。また壁面には，紅白幕等の吊下げ用フックを設置すること。</p> <p>(4) カーテン等</p> <p>アリーナ壁面に窓等を設ける場合は，電動式の遮光カーテン及びカーテンレールを設置すること。</p>
移動観覧席収納室	1室	66 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 電動式移動観覧席</p> <p>体育館後方に収納可能な移動観覧席(ロールバックチェアスタンド)300席以上を設置(スタッキングチェアと併用して800席以上)するものとします。</p> <p>なお，アリーナの長辺の壁面と移動観覧席の間に適切な幅員を確保して，体育館の扉，通行を可能にすること。</p> <p>ア 席数</p> <p>300席以上，1人間口50cm以上</p>

			<p>イ 設備 手摺，サイドカバー，固定式ステップ等の取り付けや移動観覧席の走行時の安全を確保するものとします。</p> <p>ウ 壁面収納等 移動観覧席を壁面収納及び保守等必要な幅（3m程度）を確保するものとし，関係者以外の出入りができないよう扉を設けるものとします。</p>
舞台	1 室	143 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 舞台の要件</p> <p>ア 舞台の奥行 アリーナの前面に舞台を設置するものとし，プロセニウム形式で，間口 14m程度（可動プロセニアムの設置も可）とし，奥行きは 6.5m 以上を確保するものとします。</p> <p>イ 舞台袖等 舞台袖（上，下）を両側に確保するものとし，舞台上を通過せずに相互に移動できるよう，通路等を確保すること。</p> <p>ウ 音響等への配慮 体育館の多機能な目的に対応できるように配慮すること。</p> <p>(2) 収納棚 舞台下等に椅子（500 席程度）が，収納できるようにすること。</p> <p>(3) 体育館備品等</p> <p>ア 舞台に掛けるステップ（2 基）</p> <p>イ ひな壇 2 段 3 基（2 セット）及び収納台車</p> <p>ウ ステージ下いす収納台車</p> <p>(4) 舞台設備等 舞台の吊下げ用バトン，幕及び操作盤等を設置すること。 別途，活用する緞帳についての配管及びバトン等についても設置す</p>

			<p>ること。</p> <p>(5) マイク設備等 舞台上での講演等の実施が可能なように舞台そでの一部に放送室(又はスペース), を設置し, フロアーコンセント, 情報設備等を設置すること。</p> <p>(6) 舞台照明設備 シーリングライト, ボーダーライト, サスペンションライト等の舞台照明設備を設置すること。</p>
倉庫	1室	30 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 倉庫の要件 ア アリーナからの物品の移動が可能なようにするものとします。 イ 壁面に球技の支柱, 用品及び物品を収納するため, 壁面に収納固定棚(高さ1.8m, 2段程度)を設置するものとする。</p>
管理室	1室	10 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 管理室の要件 アリーナに隣接して設けるものとする。</p> <p>(2) 掲示板等 壁面に行事用白板(幅1.8m, 高さ1.2m)及び掲示板(幅1.8m, 高さ1.2m)を設置すること。</p> <p>(3) 流し台等 ミニキッチン(混合水栓)を設置し, コンロ(IH可)及びコンセントを適宜, 設置すること。</p>
更衣室(男女別)	2室	12 m <sup>2</sup> 程度	<p>(1) 更衣室の要件 アリーナに隣接して設けるものとする。</p> <p>(2) 更衣ロッカー等 壁面を利用して, 40人分の更衣ロッカー(若しくは棚)を設置すること。</p>
便所(男女別)	2室	12 m <sup>2</sup> 以上	<p>(1) 便所の要件 体育館利用者数に十分対応できる快適な便所を設置すること。</p>

多目的便所	1室	6 m <sup>2</sup> 程度	(1) 多目的便所の要件 子どもから高齢者までが利用しやすい，車椅子対応の便所とすること。
-------	----	------------------------	--

35 玄関及び昇降口 ア 音楽高校(A) イ 少年合唱団，子どもの音楽教室(B)		適宜	<p>(1) 昇降口(A)の要件(音楽高校) 生徒，教職員をはじめとする学校関係者の入口としての玄関と二足制に伴う下足の場として昇降口を整備するものとし，人々を迎え入れる場として明るい雰囲気となるようにすること。また，特に登校時での混雑を避けるためにもゆとりのあるスペースとすること。</p> <p>(2) 昇降口の要件 ア 下足箱及び傘立ての設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員用</td> <td>80人分</td> </tr> <tr> <td>生徒用</td> <td>120人分</td> </tr> <tr> <td>来客者用</td> <td>50人分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>250人分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 掲示板の設置 壁面を利用して，生徒等への連絡事項やポスター等を貼付する掲示板(幅4.8m程度，高さ1.2m)を，適宜，設置すること。</p> <p>ウ 壁面等 壁面に絵画等の額縁の固定設置等が対応可能なものとする。</p> <p>(3) 床等 玄関内の床材は，滑りにくい材質とし，雨天時の傘の水滴などの影響を受けない，また清掃等が容易な材質とすること。</p> <p>(4) 空調設備等 昇降口内の空調設備の設置を検討すること。</p> <p>(5) 昇降口(B)</p>	区分	数量	教職員用	80人分	生徒用	120人分	来客者用	50人分	計	250人分
区分	数量												
教職員用	80人分												
生徒用	120人分												
来客者用	50人分												
計	250人分												

			<p>少年合唱団，子どもの音楽教室の昇降口については，利用者数に応じた玄関，昇降口及び下足箱を設置しない。</p> <p>ア 指導者及び来客者の昇降口を設置し，100 人の下足箱を設置すること。</p>
--	--	--	---